

令和5年度(2023)「市民の声の公表」

タイトル	市民の声（概要）	回答（概要）	受付日
1 「おしゃれと男女共同参画」について（課題・要望）	『1) おしゃれは《自分視点》、身だしなみは《他者視点》』 『2) おしゃれは《権利》なら、身だしなみは《責任》』 『3) 「女性はおしゃれ、男性は身だしなみ」との“ジェンダーバイアス”』により、ジェンダーギャップが生じていないだろうか？	身だしなみやおしゃれは個人の価値観によって違いがあるものですが、アンコンシャス・バイアスを含め、ジェンダーによる不平等の解消は、男女共同参画の主要な課題であることを踏まえ、今後様々な取り組みを行ってまいります。	令和5年5月25日
2 市役所駐車場の年末年始利用開放願い	市役所駐車場について、年末年始に利用できるように開放してほしい。	市役所の駐車場は、市役所に来庁される方のために設置しています。 年末年始においては市役所だけでなく隣接の公共施設についても閉館しています。 それぞれの公共施設を管理する職員が不在となり、公共施設に対して責任を持った管理ができない状況での開放は出来ません。	令和5年12月20日
3 福祉事業者への支援	新型コロナウイルス感染症拡大や燃料費の高騰に伴う市独自支援等について、広報誌やホームページなどで公表されていないのが残念です。 市として福祉、介護事業所を支援されていることをもっとアピールされてもいいかと思います。	本市ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用 【阪南市】R5交付金活用予定事業一覧」については、下記に掲載しています。 【公表資料のURL】 https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/mirai/seisaku/1594777221685.html	令和5年12月30日

令和5年度(2023)「市民の声の公表」

タイトル	市民の声（概要）	回答（概要）	受付日
4 サラダホール前の原付の走行	サラダホール前を原付で通過する方が非常に多いと感じています。 市としてどのように交通安全の啓もう活動をされているのでしょうか？ 阪南市職員も歩行者専用を気にせず使用されていませんか？	本件については、泉南警察署に情報提供をするとともに、さらなる安全対策の強化を図ってまいります。 また、市から駐輪場管理者に対し、駐輪場利用者にかかる駐輪場への出入りについて、乗車走行をしない旨の周知徹底をお願いしたところです。 さらに、市職員については、市民やサラダホール利用者等の安全確保のため、改めて注意喚起を実施しました。	令和6年1月1日
5 子どもの医療費	他の市は子どもの医療費が高校3年生まで500円になっているのに、なぜ阪南市だけまだなんでしょう？ 子供は難病指定の病気を患っているのに、医療費が特にかかります。 保健所の方も阪南市だけが、まだ医療費が高いままと仰っていました。早く改定して頂けないでしょうか。	令和6年10月診療分から対象を満18歳に達する日以後の最初の3月31日までに引き上げる予定です。 なお、子ども医療費助成制度は、誰もが安心して子どもを産み育てる社会の構築に資するもので、国の統一的な制度として実施されるよう、制度の確立・拡大に向けた要望を継続しています。	令和6年3月2日
6 採用情報に関して	すでに募集終了していたにも関わらず、会計年度職員についての求人情報がハローワークに掲載されていたままだった。 また、保健センターでの会計年度職員採用にあたり、労働条件明示書について提示されなかった。 確認したが「作成していない」という回答だった。労働条件明示書については法律で義務付けられているものと考えてるが、なぜ作成していないのか、ご説明いただきたい。	会計年度任用職員募集については、採用見込み・採用決定した時点で終了となります。 しかしながら、本件については、応募者が複数人となり採用まで時間を要したため、タイムラグが生じました。 今後は、応募希望者の皆様へご迷惑をおかけしないよう、募集の終了時期について検討いたします。 また、労働条件明示書の件については、採用決定後に秘書人事課で作成、一般的には任用日に所属課から交付しています。	令和6年3月14日

令和5年度(2023)「市民の声の公表」

タイトル	市民の声（概要）	回答（概要）	受付日
7 法律のソنشユについて（政策共創室）	一、政策共創室の所管 ・ 阪南市自治基本条例 ・ 市民参画、協働 ・ 市民の声(広聴制度) 広聴回答書「法律のソنشユについて(回答)」 (阪政共第113号)について記 します。 一、「職員へ詳細確認しました」(阪政共第113号) 一、「職員から事実関係を詳細に聴き取りしました」(阪政共第592号) この点につき、事実に基づくことのない虚偽の作文であることを、迂闊にも回答作成者自身が述べております。[本年3月3日(金)] 一、市民の質問に対して、回答作成者は、「水野市長の考えである」ことを繰り返すのみで、聴き取った内容他すべて、一切の説明を拒んだ。 一、広聴提言書では、9つの項目があるが、回答では「対応に関して問題が無いと判断しました」と、たった一文である。 一、しかも、この回答は、[回答文書全体が]他の回答文の焼き直し(コピペ)である。 そもそもこの提言書は、 一、「守るべき法律なんかありません」発言を端緒に、 一、公序良俗、法律に違反した業務を指摘したものであったのですが、 覚えず、 一、法律に基づかないままに、考えもせず業務を行なう職員Bと 一、市民からの指摘を理解できず、誤った説明をする[恣意的誤用]職員C 一、仲間内では判断できず、誤りを訂正できない[意図的乱用]職員Dと、 一、部下を注意・指導できずに、放置する[追認]職員E(中間管理職)、 一、部下を自由放任して、職場の触法を見過ごす、無気力・無責任な職員F(管理職) これらが、集まって、非意図的・偶発的に、 一、組織的な無法状態が、長年続いている可能性を 文書にて指摘したものである。 一、(勿論、阪南市をバカにして、市民を見下した物言いをする職員は、一部のみのはずです。) 一、だが、回答書には、反論がない。すなわち、市側でもその事実を是認している	「法律のソنشユについて（政策共創室）」でいただきましたご意見につきましては、これまでに、令和5年1月13日付け 阪政共第592号及び令和5年5月19日付け 阪政共第113号及び令和5年7月6日付け阪政共第356号で回答してきたとおりとさせていただきます。 また、今後とも市民との対応において行政に対する信頼を得られるよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。	令和5年9月26日

令和5年度(2023)「市民の声の公表」

タイトル	市民の声（概要）	回答（概要）	受付日
	一、つまり、組織的な無法状態は「水野市長の考えである」となる。 これは、阪南市自治基本条例第24条及び第25条違反である。 一、提言書での、結語「非事実という認識でいいのか」との記載に対して、回答書には反論がない。すなわち、非事実を是認している。 しかし、 一、録音した音声を“事実でない”と捉えることは、提言者に対する侮辱、もしくは、 一、社会に対する虚偽の広報であり、 一、世間の常識と、真実に対する挑戦である。 一、公文書の虚偽記載は、もちろん違法行為である。（下段に詳述） 一、前記の回答書、双方ともに、上述の職員が、回答を担当しています。 事実には目を瞑り、真実を覆い隠し、“誠実に応答する”こととは程遠い、 虚偽説明を繰り返し、コピペ駄文のうえ、たった一文で「わかりやすく説明」 した、この回答担当を自治基本条例と服務規律に違反していないとは、世間は考えないはずです。 一、広聴制度を骨抜きにするものであり、（自己の部署が所管する）自治基本条例に 違反しており、まったく笑えない。 一、なかでも、とりわけ、「信頼を得られるように取り組むことは、“重要な使命”で「ある」と嘯きながら、 一、損なった信頼の回復する途を取らず、 一、ただコンニャク回答に終始したままに、 、被害を受けた市民に対して、「ご理解を賜りますように、お願い申し上げます。」 と結んでおります。 一、『市民に書を与える者は、公務員をやってはいけない』 一、公文書に、「ご理解を賜りますようお願い・・・」ということは、いまだに、この原理原則が解っていないということでしょう。 一、被害者への想像力と社会性を欠く、不遜な職員と断じて問題ないレベルだと考えます。		

令和5年度(2023)「市民の声の公表」

タイトル	市民の声（概要）	回答（概要）	受付日
	一、十重二十重に隠蔽しようとする、組織的腐敗と見られても仕方のない状況だと考えます。 一、阪南市の水野市長は、大阪維新の会のメンバーである。 一、改革[強化行政改革プラン]を公約に掲げている。 ○『身を切る改革』 ○『市役所改革』 ○『住民自治、公民協働推進』 以上の、市長の行政改革プランに対する、職員らの反抗であるにしても、（事実上文書を作成した当該職員は除外されて）、作成権限を有する市長のみが主体となるため、水野市長に罪を着せるもの（刑法第156条）と、推測します。 報道・ネット媒体や関係団体も、杞憂ではないと思います。 自治基本条例（第24条）と広聴マニュアルに従い、当回答書に関し、責任者、並びに、作成権限者からの、違法性のないことの説明を求めます。反論のない場合は、説明には及びません。 思うに、不祥事やハラスメント差別に対して、市長ご自身は必ずしも否定しないというお考えでしょうか。 それとも、盲判を否定しないというお心積なのでしょうか？ 追記 この提言書に関して、嫌がらせを受けているように当方感じております。 人権問題に触れるおそれもありますので、ここに至り、第三者によるヒアリングを要望します。		